

## たつの市住宅耐震化補助金交付実施要領（内規）

（趣旨）

第1条 この要領は、たつの市住宅耐震化補助金交付要綱（平成27年告示第61号。以下「要綱」という。）に係る住宅耐震改修計画策定費補助事業、住宅耐震改修工事費補助事業、簡易耐震改修工事費補助事業、屋根軽量化工事費補助事業、シェルター型工事費補助事業、除却工事費補助事業及び防災ベッド等設置補助事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう次の設備要件を満たしている建物の全部又は一部をいう。
  - ア 一つ以上の居室
  - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この号において同じ。）の炊事用流し（台所）
  - ウ 専用のトイレ
  - エ 専用の出入口
- (2) 戸建住宅 一つの建物が一つの住宅となっているものをいう。
- (3) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2025年改訂版、2012年改訂版及び2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法
  - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（2025年改訂版、2011年改訂版及び1996年版）による耐震診断
  - ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」（2017年改訂版及び2001年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断
  - エ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」（2009年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断
  - オ 「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断
  - カ 上記アからオに掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (4) 耐震基準 住宅の耐震性について、別表第1に定める基準をいう。ただし、

簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点を0.7以上又はI s 値を0.3以上とするものをいう。

- (5) 安全性が低い 耐震基準を満たさない住宅をいう。
- (6) 耐震改修計画策定 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画を策定するための補強設計をいい、補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積り並びに耐震判定委員会（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定、評価等を行う委員会をいう。）による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価、判定等を含む。
- (7) 耐震改修工事 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であつて、次に掲げるものをいい、当該工事に伴い必要となる附帯工事を含む。
  - ア 基礎、柱、はり及び耐力壁の補強工事（地盤改良工事を含む。）
  - イ 屋根を軽量化する工事
  - ウ 床面の剛性を高める工事
  - エ ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は別表第2のいずれかに該当するものとして市長が認める工法による工事
  - オ 減築工事（減築後の住宅が第2条第1号に規定する住宅となるものに限る。）
- (8) 屋根軽量化工事 住宅の耐震性向上のために行う住宅の屋根全体を非常に重い屋根（土葺瓦屋根）から重い屋根（棧瓦葺屋根）又は軽い屋根（スレート板葺屋根、鉄板葺屋根等）又は重い屋根（棧瓦葺屋根）から軽い屋根（スレート板葺屋根、鉄板葺屋根等）に軽量化する工事をいい、当該工事に伴い必要となる附帯工事を含む。
- (9) シェルター型工事 兵庫県ひょうご住まいの耐震化促進事業実施要領（平成29年兵庫県内規）第2条第12号に定めるものをいう。
- (10) 除却工事 安全性が低い住宅を除却する工事をいう。
- (11) 防災ベッド等 兵庫県防災ベッド等設置助成事業実施要領（平成27年兵庫県内規）第2条第7号に定めるものをいう。
- (12) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法 平成16年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。
- (13) 住宅改修業者登録制度 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）」に基づく住宅改修業者登録制度をいう。
- (14) 附帯工事 次に掲げる工事をいう。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。
  - ア 補強する壁等の部位（以下「補強箇所」という。）の周囲91cmの範囲内における外壁の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工

事

イ 補強箇所が含まれる室における内壁、天井及び床の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事

ウ 住宅の耐震性向上に係る工事に伴い必要となる次の工事

(ア) 建具の取替工事

(イ) 配管又は配線の切替工事

(ウ) 既存の備品等(キッチンセット(吊り戸棚を含む。)、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等)の取外し及び再取付に係る工事

エ 屋根を軽量化する工事に伴い実施する下地材及び樋の取替工事

オ 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替工事

カ 劣化の改善となる工事

(対象住宅の要件)

第3条 補助事業の対象となる住宅は、要綱に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しない住宅とする。

(1) 現況において、特定行政庁から建築基準法第9条に規定する措置が命じられている住宅

(2) 建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

(対象者の要件)

第4条 住宅耐震化補助金交付申請後に申請者が死亡した場合は、申請者の相続人の代表者に限り、事業を引き継げるものとする。この場合、申請者から事業を引き継いだ者は、申請者が死亡した旨を速やかに市長に報告するとともに、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 申請者と事業を引き継ぐ者の関係が確認できる書類(被相続人と相続人の関係が分かる戸籍謄本の写し等)

(2) 事業を引き継ぐ者の所得証明書の写し

(3) 申請者の相続人が複数いる場合は、事業を引き継ぐ者が事業を行うことに対する他の相続人の同意書

(耐震診断者等の要件)

第5条 耐震診断及び耐震改修計画策定は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士が行うものであること。

2 前項の建築士は、建築士法第23条第1項に規定する登録を受けている建築士事務所に所属しているものであること。ただし、同条に規定する登録が不要な場合にあっては、この限りでない。

3 住宅耐震改修工事費補助事業、簡易耐震改修工事費補助事業及び屋根軽量化工事費補助事業については、住宅改修業者登録制度の登録を受けたものであること。

(周知方法)

第6条 市長は、補助事業を開始したときは、速やかに、申請受付期間、募集件数及び募集件数が予算額に達した場合の取扱い等を広報誌等により公表し、市民に周知するものとする。

(決定方法)

第7条 市長は、申請件数、予算等を勘案して、次のいずれかの方法により補助金を交付する者を決定する。

(1) 先着順により決定する。

(2) 一定の申請受付期間を設け、申請件数が募集戸数を超えた場合は、抽選で決定し、申請受付期間内の申請件数が募集戸数以内であったときは、先着順により決定する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月19日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
1	第2条第3号アによるもの	木造	上部構造評点 $\geq 1.0$

2	第2条第3号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標 I s 値 $\geq$ 0.6
3	第2条第3号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I s 値/構造耐震判定指標 I s o 値 $\geq$ 1.0 ※ I s o 値算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする
4	第2条第3号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I s 値 $\geq$ 0.6 ※ I s o 値算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする
5	第2条第3号オによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること
6	第2条第3号カによるもの	全て	上記1から5までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること

別表第2 (第2条関係)

1	(一財) 日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価されたもの
2	他都道府県で補助対象工事として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第3者機関により評定を受けたもの
3	公的機関の認定・試験等によりその性能が評価されたもの